

## JPBM海外ビジネス支援チーム 申請書兼登録用紙

一般社団法人JPBMは、経産省・外務省が進める海外展開一貫支援ファストパス制度の参画機関です。この度、協会の子会社である株JPBMは、JPBM会員および連携機関・企業等との連携をもって、「JPBM海外ビジネス支援チーム」を組成し、実務支援を推進するために登録会員を募集します。

【1】支援チームへの登録について、別紙活動概要等をご確認の上、ご記入ください。

私、\_\_\_\_\_は、海外ビジネス支援チームへの登録について、申請のうえ、登録いたします。

【2】海外ビジネス支援チームへご参加頂ける方は、下記の必要事項にご記入ください。

1. 下記の内容でご経験・ご関心のあるものについて、該当欄に○印をご記入ください。

No.	内容	経験	関心
1	日本企業が海外企業と取引する際の税務・会計・法務・労務などのアドバイス		
2	日本企業が海外進出する／した際の税務・会計・法務・労務などのアドバイス		
3	海外の現地法人（日系企業）に対する税務・会計・法務・労務などの専門家支援		
4	海外企業が日本進出する／した際の税務・会計・法務・労務などの専門家支援		
5	移転価格税制・タックスヘイブン対策税制・租税条約活用などのコンサルティング		
6	インバウンド／アウトバウンドM&A・移転／再編／撤退支援などのコンサルティング		
7	その他（_____）		

2. 貴事務所における取組み（提供サービス、海外拠点、提携先など）について簡単にお書き下さい。

【3】ご登録概要（一般社団法人JPBMへの登録内容をお書きください）

会員番号		代表者		印
会員名				
住所	〒			
電話番号	( )	—	FAX 番号	( ) —
E-mail	@			
保有資格	<small>※保有資格にチェックを入れてください</small> 弁護士□ 公認会計士□ 税理士□ 不動産鑑定士□ 中小企業診断士□ 弁理士□ 司法書士□ 技術士□ 社会保険労務士□ ( )□			

※ご記入いただいた登録情報は、今後の経営ニーズの啓蒙と中小企業への積極的な広報展開の一環として、必要に応じて情報発信させていただきます。それ以外の目的で第三者に開示することはありません。

※登録料・登録の維持費等は発生致しません。(会員無料)

# (株)JPBM専門チームおよび (株)JPBM海外ビジネス支援チームの活動概要

## 1. (株)JPBM専門チームとは

「(株)JPBM専門チーム」とは、一般社団法人JPBMの子会社である株式会社JPBMが、顧客の経営相談ニーズへの迅速・的確な対応に向け、顧客サイドに立ったチーム編成により、JPBMの会員向けに新たな事業機会の創出と提供、およびJPBMの活動方針に沿った会員の営利収益性の確保と還元を目的に組成されたコンサルティングの実践チームである。

## 2. 基本スタイル

- (1) 各チームは、各連携団体・企業に向けて(株)JPBMのコーディネートを通じて活動する。
- (2) 各チームは、連携団体・企業ごとにプロジェクトスキームを確立し、それぞれの専門テーマに精通したJPBM会員や連携機関等が参画し協働で進める。
- (3) メンバーには、各ビジネススキームに従って受託した個別案件のコンサルティング報酬が発生する。

## 3. (株)JPBM海外ビジネス支援チーム(以下「支援チーム」とは

「(株)JPBM海外ビジネス支援チーム」は、“海外取引”や“海外進出”、“ジョイントベンチャー”など、様々な形式で海外ビジネスに取り組む中小・中堅企業を支援することを主な目的に、JPBM会員によって組成されたコンサルティングの実践チームである。支援チームのミッションは、JPBM会員のバックアップや、(株)JPBMに寄せられた海外ビジネス支援の相談に、支援チーム専門家として、当該企業にとって最適な対策を助言・支援していくことである。

## 4. (株)JPBMと支援チームとの役割分担

### ◆(株)JPBM

- (1) 支援チームの組成、広報活動
- (2) 勉強会・セミナー等の開催
- (3) 個別相談案件の受付、支援チームと相談者との会議の調整、連絡、資料の作成等
- (4) 支援チームによる相談者へのソリューション提供のための環境整備や補助的な事務を担当する。

### ◆支援チーム

- (1) JPBM会員および連携機関経由で(株)JPBMに寄せられた相談に対し、専門家としての助言や案件対応
- (2) 支援チームのスキルアップのため、個々のチームメンバーに対するコーチング、メンバー間における情報提供及びノウハウ共有等の相互援助
- (3) 個別スキームに沿ったセミナーの企画、講師派遣

## 5. 支援チーム登録の条件

- (1) JPBM会員および会員事務所所属かつ求められるコンサルティングスキルを有する方。
- (2) 「専門スキル研修」等の受講(プロジェクト活動ごとの個別条件による)。
- (3) 海外ビジネス支援に取り組んだ経験がある方、又は、今後取り組もうとする意欲がある方。
- (4) 他の支援チームのメンバーと共同で業務を進めることができる方。
- (5) その他、JPBMおよび(株)JPBMの提供する取組みに同意できる方。

以上